

平成5年度愛知県三歳児健康診査における 聴覚検診の結果

荒尾はるみ, 別府玲子, 幸田政次, 浅野 進
(愛知県総合保健センター 聴力音声言語診断部)

【要約】：開始後3年目に入った愛知県三歳児聴覚検診の平成5年度実施状況の確認を行った。特に平成5年度に精密健康診査受診票を発行した対象児のアンケート内容とその精密検査結果を検討することで、受託医療機関及び保健所に種々の問題が存在していることが判明した。その問題を解決するには耳鼻咽喉科医・保健婦への啓発活動が不可欠であると考えた。

見出し語：三歳児聴覚検診、受託医療機関、保健所

1. はじめに

軽中等度難聴児の検出を第一目的に愛知県三歳児聴覚検診が平成4年9月より開始されて3年目を迎えた。表面的には難聴児も検出され順調に施行されているように見えるが、見逃し例などの存在から、1次検診の場である保護者、2次検診の場である保健所、3次検診の場である受託医療機関それぞれの場で種々の問題点が生じていると推測された。今回は特に保健所及び受託医療機関での問題を調査したので報告する。

2. 対象

平成5年4月から平成6年3月までの愛知県（名古屋市は政令都市なので除外）における三歳児健康診査対象児を対象とした。

3. 方法

愛知県衛生部を通して各保健所にフローチャートに沿った人数を報告してもらうとともに、精密健康診査受診票（以下精健票）を発行したケースの聴覚検診アンケートとその精密健康診査受診結果票（以下精健結果票）の写しを提出してもらい検討した。

4. 結果

参考：図1 アンケート用紙(結果記入の頁のみ)

図2 愛知県三歳児聴覚検診判定基準

判定基準	指導区分
家庭での聞こえの検査で合格となり、更に、聴覚アンケート項目1～8のすべてについて、(a)を○で囲んだもの	異常なし
家庭での聞こえの検査では合格となったが、聴覚アンケート項目1について(b)を○で囲んだもの	主治医管理
家庭での聞こえの検査では合格となったが、聴覚アンケート項目2～5のいずれかについて(b)を○で囲んだもの	精密健康診査受診票を交付し、委託医療機関で受診させる。
聴覚アンケート項目6～8のいずれかについて(b)を○で囲んだもの及び家庭での聞こえの検査で不合格又は不能となったものについて、保健所で再度聞こえの検査を行った結果、不合格又は不能になったもの	異常の疑いあり(難聴等)

家庭での聞こえの検査で「不合格又は不能」となったものについて、保健所で再度聞こえの検査を行った結果、「合格」したものは、家庭での聞こえの検査に「合格」したものとみなす。なお、この場合、聴覚アンケート項目6～8については(a)の回答を○で囲んだものとみなし、聴覚アンケート項目1～5の結果により判定する。

図1 アンケート用紙

<アンケート>

お子さんについて、当てはまるところを○で囲んでください。

- 現在、渗出性中耳炎で治療を受けていますか。(a) 受けていない (b) 受けている
- 中耳炎に何度もかかりましたか。(a) かからなかった (b) かかった (両)
- ふだん口をあけて息をしていますか。(a) していない (b) している
- いつも、いびきをかきますか。(a) かかない (b) かきます
- いつも鼻汁を出していたり、鼻づまりがありますか。(a) な い (b) あ る
- ことばのおくれや発音の心配がありますか。(a) な い (b) あ る
- 三語文が話せますか。(例えば、「おとうさん」会社へ行った。」など) (a) 話 せる (b) 話せない
- 耳の聞こえが悪いように思ったことがありますか。(例えば、「名前を呼んでもなかなか振り向かない」「よく聞き返す」「テレビの音をいつも大きくしたり、近づいて見たりする。」など) (a) な い (b) あ る

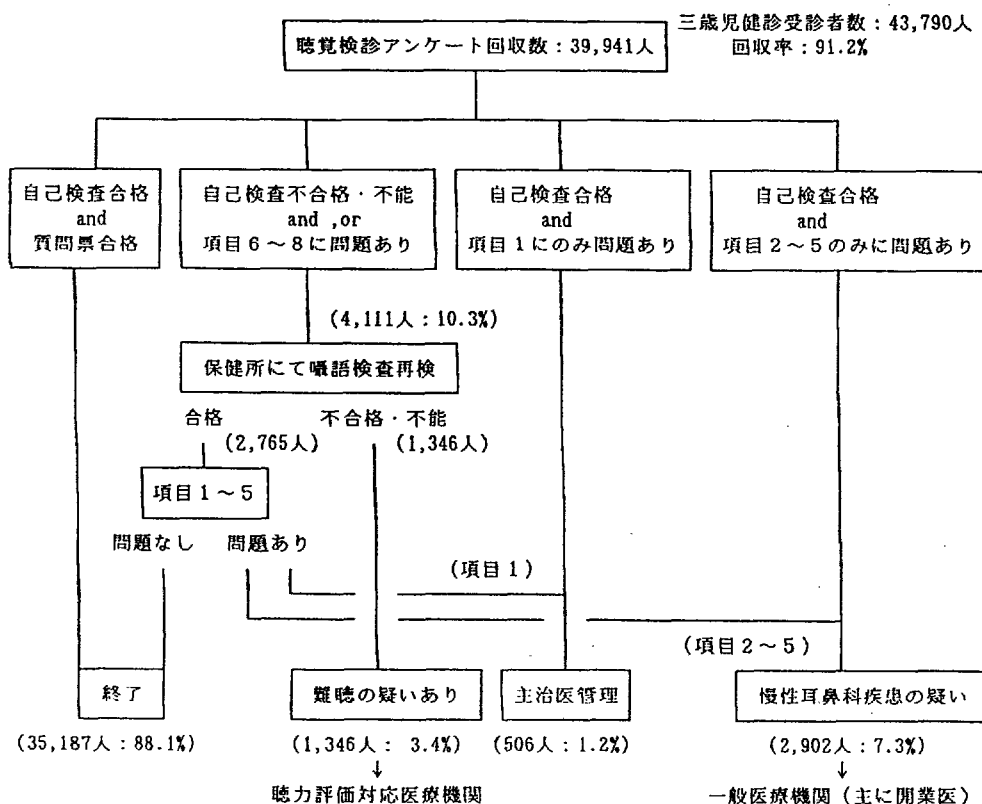
<聞こえの検査>

- 指さすりによる聞こえの検査
右記の□の中に、聞こえていれば○、聞こえていないようなら×、わからない場合は△をつけてください。
 - ささやき声による聞こえの検査
下記□の中に、正しい絵を指さしたら○、ちがう絵を指さしたり、指さしをしなかったときは×をつけてください。また、検査がうまく行えなかったときは書記人のまましてください。
- [1回目] ツ ミ キ ジ ュ ー ス キ リ ン ウ マ オ フ ロ ボ ー ル
- (注) 6個とも○でなければ、[2回目]を行ってください。
- [2回目] ツ ミ キ ジ ュ ー ス キ リ ン ウ マ オ フ ロ ボ ー ル

1) 全体の実施状況

(平成5年度三歳児健診対象数：48,650人)

全26保健所から協力が得られた。



2) 精密健康診査受診票を発行した対象児について(26保健所中25保健所から協力が得られた。)

25保健所で「難聴の疑いあり」(以下「難聴疑い」)とスクリーニングされている1,311人と「慢性耳鼻科疾患疑いあり」の2,767人との計4,078人が本来は精密健康診査受診票が発行されるべきであるが、実際発行されているのは約4割の1643ケースでその1643ケースにつき難聴を見逃す要因がないかどうかを中心に検討した。

①保健所での振り分けの状況(表1)

「難聴疑い」1,311人中742ケース(56.6%)しか精健票が発行されておらず、しかもその742ケース中107ケース(14.4%)は聴力評価できない受託医療機関へ紹介されていた。

②受託医療機関(聴力評価対応)での対応(表2)

判定基準上「難聴疑い」として精査に回った635ケースについて検討したが、何の聴力評価もなされていなかったケースが272ケース42.8%も認められた。

表1: 保健所での振り分けの状況

判定基準どおり振り分け「難聴の疑い」として聴力評価対応医療機関へ	: 635ケース (38.7%)
「難聴の疑い」であるのに聴力評価出来ない医療機関へ	: 107ケース (6.5%)
判定基準どおり振り分け「慢性耳鼻科疾患疑い」として医療機関へ	: 736ケース (44.8%)
「終了」であるが保護者の希望で医療機関へ	: 40ケース (2.4%)
発達を含め当センターでの精査へ	: 26ケース (1.6%)
不明	: 99ケース (6.0%)

1,643ケース (100.0%)

表2: 聴力対応医療機関での対応

判定基準上「難聴疑い」として精査に回ったケース635ケースについて	
A B Rのみ施行	: 311ケース
遊戯聴力検査のみ施行	: 43ケース
A B R + 遊戯聴力検査施行	: 9ケース
聴力評価せず	: 272ケース (42.8%)

635ケース

③精健票における依頼文の書き方(表3)

保健所からの依頼文に問題がないかどうか、判定基準上「難聴疑い」の635ケースについて検討したが、依頼文の判明している482ケース中67ケース(13.9%)があいまいまたは間違っ表現となっていた。

表3: 精健票における依頼文

聴力評価依頼を明記	: 415ケース (65.3%)
あいまい及び間違っ表現	: 67ケース (10.6%)
不明	: 153ケース (24.1%)

635ケース

④依頼文の書き方と受託医療機関(聴力評価対応)での対応

「難聴疑い」のケース及び振り分け上終了だが保護者の聴力評価希望などのケースで、保健所が聴力評価依頼を明記した452ケースに対してどのような対応がなされているか検討した。

452ケース中A B Rまたは遊戯聴力検査が施行されていたのは293ケース64.8%のみで、157ケース34.8%が聴力評価されず終了していた。

⑤精健結果票における診断名

「難聴の疑いあり」として受託医療機関に紹介された742ケースの精健結果票から読み取れる診断名を表4に示した。しかし、この742ケース中の379ケース（聴力評価対応医療機関に紹介されながら聴力検査を施行されていない272ケース及び聴力評価不可能な受託医療機関に紹介された107ケースを併せて）が聴力評価されないままの診断である。

難聴疑いで当センターに紹介された9ケース中2名に中等度難聴が確認された（図3）。精健結果票に中等度またはそれ以上の難聴と記載しているのに当センターなどの幼児難聴の専門機関にも紹介せず放置されているケースが10ケースも認められた。「難聴の疑いあり」も聴力評価対応医療機関に紹介されなかった107ケースからは難聴は検出されていない。

表4：「難聴の疑いあり」742ケースの診断名

異常なし	326
滲出性中耳炎など	184
慢性中耳炎	3
外耳道閉鎖	1
難聴疑いで当センターへ	9
難聴と診断もそのまま	10
発達障害疑い	24
不明	33
慢性耳鼻科疾患**	27
未受診	125 (16.8%)
742ケース	

**（慢性副鼻腔炎11、鼻アレルギー5、アデノイド及び口蓋扁桃肥大8など）

「発達を含め当センターへ」の26ケースの診断名を表5に示した。発達に問題がありそうだからと保健所から受託医療機関を飛び越え、当センターに直接紹介された1ケースに両側感音難聴が認められた（図4）。

表5：「発達を含め当センターへ」の26ケースの診断名

異常なし	5
両側感音難聴	1
滲出性中耳炎（重症）	2
言語発達遅滞（境界も）	8
精神発達遅滞	7
検査途中で未来所 （聴力正常も、発達検査 未来所）	3

26

「慢性耳鼻科疾患疑い」などその他のケース875の精健結果票で診断名を表6に示した。

表6：「慢性耳鼻科疾患疑い」などその他のケース875について

異常なし	362
滲出性中耳炎など	165
慢性副鼻腔炎など	54
鼻アレルギーなど	35
アデ及び口蓋扁桃肥大	49
他の慢性耳鼻科疾患	3
難聴と診断もそのまま	1
不明	55
未受診	151
875	

5. まとめと考案

1) 平成5年度の愛知県三歳児聴覚検診実施状況を確認した。三歳児健診受診児43,790人の91.2%39,941人が聴覚検診を受け、その3.4%(1,346人)が「難聴の疑いあり」とスクリーニングされた。そして当センターで把握しているだけで3人の中等度両側感音難聴児が検出された。

2) 25保健所で「難聴疑いあり」の1,311人全員に精健票が発行されるべきところが、はっきりした根拠もなく、その56.6%の742人にしか発行されていないかった。

3) 「難聴疑い」として精健票を発行すべき742ケース中、保健所レベルで107ケースが判定ミス(「慢性耳鼻科疾患疑い」と判定)と受託医療機関の振り分けミスで適切な聴力評価を受けていなかった。

4) 保健所側が「難聴疑い」で聴力評価を依頼しているにもかかわらず、精査医療機関は635ケース中272ケースの42.8%の聴力評価を施行していなかった。

5) 聴力評価を受けなくてはならない742ケース中保健所のミスで107ケース、受託医療機関の問題で272ケースの計379ケース51.1%と半数が聴力検査を施行されていないかった。また、精健票発行されていないケースを含めると判定基準上、「難聴疑い」の1,311人中948人と7割以上が聴力評価されていないことが判明した。

6) 聴覚検診にて判定上、「難聴疑い」のケースであるのに保健所では様子を見るように指示を受けた。言葉遅れで受診した病院より当センター紹介され両側感音難聴が発見された見逃し例を1例経験した(図5)。これは前述したように、スクリーニングしているにもかかわらず根拠なく精健票発行しなかったケースの中での見逃し例である。

7) 保健所、受託医療機関への啓発活動の必要性を強く感じた。

図3

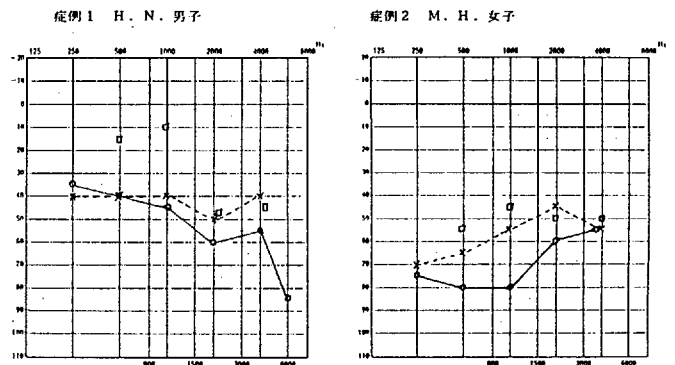


図4

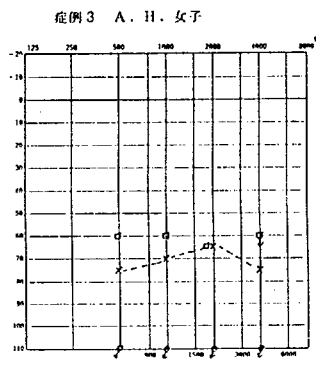
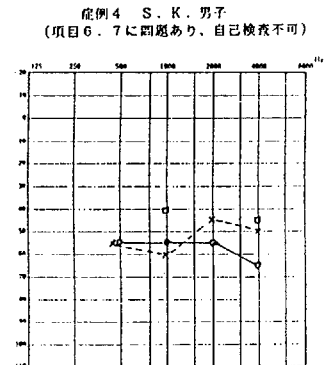


図5





検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



【要約】:開始後3年目に入った愛知県三歳児聴覚検診の平成5年度実施状況の確認を行った。特に平成5年度に精密健康診査受診票を発行した対象児のアンケート内容とその精密検査結果を検討することで、受託医療機関及び保健所に種々の問題が存在していることが判明した。その問題を解決するには耳鼻咽喉科医・保健婦への啓発活動が不可欠であると考えられる。